

補強証拠の補強範囲とその証明力

- 【文献種別】 判決／名古屋高等裁判所金沢支部
【裁判年月日】 令和5年11月14日
【事件番号】 令和5年（う）第33号
【事件名】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件
【裁判結果】 原判決破棄
【参照法令】 憲法38条3項、刑事訴訟法319条2項
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25597014

南山大学教授 岡田悦典

事実の概要

Aは、令和3年12月13日午前6時頃から同7時頃までの間、K市内にある駐車場において、廃棄物であるプラスチック製容器等合計約12キログラムを償却したとする公訴事実で、起訴された。Aは、第一審では、寒くて体調も悪かったので暖を取ろうと、公訴事実記載の時間頃に、駐車場に駐車中の2トンパネルトラック荷台に置いたドラム缶内で新聞紙などの紙ごみ合計約10キログラムを燃やしたことはあると供述した。しかし、Aは、プラスチック製容器は燃やしていないなど供述した。弁護人もプラスチック製容器を燃やした事実や燃焼量を争うとともに、暖を取る行為は緊急避難であるとして、無罪を主張した。検察官は、公訴事実記載の犯行を認める自白調書を証拠請求した。原審は、これらを刑法322条1項により採用した。しかし、Aが、「本件トラックの荷台内の本件ドラム缶で廃棄物を焼却したとされる事案であるが、本件で必要とされる補強証拠は、被告人が焼却するのに使ったと自認する本件トラックや本件ドラム缶の存在、同ドラム缶内に誰が燃やしたのか曖昧な残渣物の存在では不十分で、それに加え、被告人の自白と符合する被告人が焼却したとされる残渣物の存在が必要となる」と判示し、「被告人は、公訴事実の日時場所で、駐車中の本件トラック荷台内の本件ドラム缶で、本件紙類を燃やした旨を自白し、仮に検察官が主張するとおりの自白が認められたとしても、本件現認による燻ぶっていた残渣物は、被告人が本件

で焼却した廃棄物のものとは認められないから、検察官請求の甲1号証、甲2号証及び甲10号証の残渣物の部分は、被告人の自白と相まって客観的犯罪事実を認定するに足りる補強証拠とはならない。その他の全証拠を検討しても、被告人の自白を補強する証拠を認めることができない」とし、結論として、原審は無罪を言い渡した。

判決の要旨

控訴審は、原審の無罪判決について、被告人の自白調書と紙類程度の焼却行為を認める公判廷の自白のいずれについても補強証拠を欠くために無罪を言い渡したものと解した上で、次のように判示した。

「自白の補強法則の規定は、現実には犯罪が行われていないのに、被告人の架空の自白によって犯罪が行われたごとく虚構されて有罪とされる危険を防止するために、被告人を有罪とするには、自白のほかに自白の真実に合致することを裏書するに足りる他の証拠（補強証拠）を必要とする趣旨を明らかにしたものである…（略）…」

これを本件についてみると、本件は被告人が廃棄物を焼却したとされる事案であり、被告人の捜査段階自白及び原審公判廷自白は、要旨、被告人はプラスチック製容器を含む家庭ごみをビニール袋に入れ、被告人使用車両（ハイゼット）の荷台に置いていたところ、本件公訴事実記載の日時場所において、駐車した本件トラックの荷台に本件ドラム缶を置き、その中でビニール袋内の家庭ご

みを燃やしたというものである（ただし、紙ごみに加え、ビニール袋に入れていたプラスチック製容器についても燃やしたか否か、燃焼量については、被告人の捜査段階自白と原審公判廷自白とで違いがある。）。そして、被告人の各自白を除く原審記録中の証拠によれば、本件駐車場付近では午前8時頃から炭火の匂いがしており、周辺住民の通報により警察官が臨場すると、本件駐車場に駐車された本件トラックの荷台後方から煙が上がっており、警察官の要請により消防隊による放水活動が行われたこと、その後、本件トラックの荷台に燃え残りの入った本件ドラム缶が発見されたことや、警察官臨場後の本件当日中に、被告人使用車両（ハイゼット）の荷台にはプラスチック製容器を含む家庭ごみの入ったビニール袋が複数積まれていたことが認められる…（略）…。このように、本件残渣物につき被告人が焼却したものであるか否かにかかわらず、廃棄物や焼却行為の存在といった公訴事実の主要部分を中心に、犯罪が現実に行われた客観的事実が裏書されており、被告人の各自白が架空のものではないことを確かめることができるから、上記で引用した判例の趣旨に照らし、被告人の各自白については十二分に補強証拠があるというべきである。

それにもかかわらず、原判決が被告人の捜査段階自白及び原審公判廷自白の双方について補強証拠を欠くとし、被告人に対し無罪を言い渡したのは、補強法則に関する解釈適用を誤ったものというほかなく、訴訟手続に関する法令に違反する…（略）…。

判例の解説

一 問題の所在

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白のみである場合には、有罪とされず、刑罰を科されることはない（補強法則：憲法38条1項、法319条2項）。その根拠は、自白偏重に伴う自白強要の防止、誤判防止のためであるとされ、さらには、自白以外の証拠収集にも捜査機関に努力させるための政策的な要求であるとする見解などがある。一方、判例は、被告人本人の自白だけで「起訴事実全部を肯認することができる場合」であっても、さらに「その自白の証明力を補充し又は強化すべき他の証拠（いわゆる補強証拠）を要する」

趣旨のものと説明し、補強法則を自由心証主義（法318条）の例外と位置づけている（最大判昭33・5・28刑集12巻8号1718頁）。

これらの考え方の違いによって、補強の範囲をめぐって学説上は2つに分かれる。判例の立場は自白の真实性を担保する証拠であればよく、その範囲を確認することは重要ではないとする考え方である（実質説）¹⁾。一方、学説は、被告人と犯行との結び付きの事実についてまで及ぶべきとする（罪体説）。罪体説は、①特定の被害が発生したこと、②その被害が何人かの犯罪行為によるものであること、という部分につき補強証拠が必要であるとする考え方と、さらには、③その行為者が被告人自身であることにまで、補強証拠が必要であるとする考え方に分かれる。

本判決は、第一審の判断に対して、関係証拠によれば、「公訴事実の主要部分を中心に、犯罪が現実に行われた客観的事実」が書かれていて、「被告人の各自白が架空のものではない」と明言する。そして、この実質説と思われる前提に基づき、補強証拠がないため自白のみでは有罪とすることができず無罪とする第一審判決に対して、そもそも補強証拠があるため、解釈適用を誤ったとして、破棄差戻しとした。もっとも、本事案の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」とする）」違反は、特殊な犯罪類型である。そこで、犯罪類型の特殊性を踏まえて、この補強法則をめぐると適用が妥当か否か、問題となる。

二 補強証拠の補強範囲

廃棄物処理法によれば、廃棄物は一定の定められた設備など以外の場所で焼却することを禁止し（同法16条の2）、罰則規定が置かれる（同法25条14号）。プラスチック製容器はこの廃棄物に当たり、それを焼却したことは違法となる。そして同法違反として、被告人は、廃棄物であるプラスチック製容器等を約12キログラム焼却したとする事実で起訴された。放火罪の事実で実質説を採用した場合、何らかの物（例えば建物）が燃えたという事実が証拠上明らかであれば、放火についての本人の自白があれば、その自白は架空のものではないといえるので、それで足りることになりそうである。しかし、本事案では、焼却した事実だけが犯罪構成要件としての事実ではなく、廃棄物（本事案でいえばプラスチック製容器）を焼却したとい

う事実が必要ということになる。したがって、この部分にまで補強証拠の範囲が及ぶものか、まずは問われることとなる。

この点で、最判昭42・12・21²⁾(以下、「昭和42年判決」とする)が参照されるべきであろう。この事件の被告人は、無免許運転罪で有罪となったが、上訴段階で、無免許運転罪については有罪を基礎づける証拠が自白のみであることから、無免許であることについてまで補強証拠が必要か否か、問題となった。最高裁は、「無免許運転の罪においては、運転行為のみならず、運転免許を受けていなかったという事実についても、被告人の自白のほか、補強証拠の存在することを要するものといわなければならない」として、無免許であるという事実についても、補強証拠を要するとした。判例は罪体説に近づいたと評価できるものの、一般的には、従前の最高裁による判例の立場(実質説)を翻したものとはいえないとされている³⁾。本事案の廃棄物処理法違反については、「焼却した事実」と焼却した物が「廃棄物であること」という2つの要素が必要であり、これは、「運転したという事実」と運転行為が「無免許であること」という構造と類似するため、昭和42年判決と比較して考えることができる。

もっとも本判決は、自白以外の補強証拠があるとする。すなわち、本判決は、①「本件トラックの荷台後方から煙が上が」り、「消防隊による放水活動が行われた」事実、②「トラックの荷台に燃え残りの入った本件ドラム缶が発見された」事実、③本件当日中に、被告人使用車両の荷台に「プラスチック製容器を含む家庭ごみの入ったビニール袋が複数積まれていた」事実を挙げて、これらの事実が補強証拠として足り得るとする。③についてはやや微妙であるが、①と②の事実からは、明らかに、焼却行為という事実が強調されるのみである。そこで、本判決は、判決文を素直に読む限り、実質説に立ち、かつ、焼却した物が「廃棄物であること」まで、補強証拠としては必要としないと論じているように見える。そうだとすれば、本判決は昭和42年判決と整合しないという結論になりそうである。

三 補強証拠の証明力

ところで、補強証拠の証明力については、補強証拠だけで事実を立証できる一応の証明力が必要

だとする考え方(絶対説)と、自白と補強証拠が相まって自白にかかる事実が証明できれば足りるとする考え方(相対説)がある。もちろん、後者の考え方によれば、補強証拠の証明力は、さほどのものは必要とされないこととなる。本判決については、敢えていえば、前述した③の事実が、焼却した物が「廃棄物であること」について妥当し、自白調書の信用性を前提にして、さらに証明力を持つものと考えたといえなくもない。

昭和42年判決は、被告人と同じ職場の同僚の供述調書が「被告人が運転免許を受けていなかった事実を知っていたと思われる趣旨の供述が記載されて」いるため、その供述が「被告人の公判廷における自白を補強するに足りるものと認められる」としている。この供述は、会社の同僚が、被告人の勤務する会社構内で運転の練習をしていることと、被告人が運転免許は持っていないようであるとする供述であった⁴⁾。しかし、一般的に言えば、この供述を、無免許であることの実事の証拠とするには、証明力が弱いと評価されている⁵⁾。もっとも、この証拠と比較すると、③は証明力どころか、証拠の関連性すら単独ではそもそも疑わしく、証拠の土台が薄弱なものといえる。

しかも、昭和42年判決の場合には、第一審の公判廷でも、本人は無免許であることを自白していて、そのような状況の中で、控訴審では、補強証拠の存否が問われたものであった。しかし本事案は、第一審では、プラスチック製容器を焼却したとする自白調書があるものの、被告人は公判で紙類を燃やしたことを認めるが、プラスチック製容器を燃やした行為を否認し、プラスチック製容器を焼却した事実を争った事案である。そうだとすれば、自白の信用性が高いという前提には欠ける事例と想像することができ、仮にそうだとすると、補強証拠の証明力の問題で、昭和42年判決と異なることを踏まえる必要がある⁶⁾。

第一審判決は、この点で、そもそもドラム缶内の残渣物の詳細な見分、推測される焼却物の検証などがなされていないことを指摘しており、また、研究官による供述は、いわば現実の残渣物をもって精査しているわけではなく、残渣物は、被告人が焼却した廃棄物の残渣であるとの確信が持てない、としている。このような検討がなされるのは、そもそも、昭和42年判決の無免許運転の事案とは、性質上異なる事案であると考えられるからで

はないだろうか。すなわち、無免許であるか否かは、ある種、All or Nothing の関係にあるが、焼却行為と焼却した物が廃棄物であることは、必ずしもそのような関係にあるものとはいえない。つまり、廃棄物を焼却するという行為自体には、第三者の関与の可能性もあり、燃やした中身の種類も問題となる。したがって、ドラム缶内の残渣物に補強証拠としての焦点を当てることは、むしろ必然なのではないだろうか。

そのように考えると、本判決は、むしろ実質説に立ち、かつ焼却した物がプラスチック製容器などの廃棄物であることまで補強証拠の範囲を含めないとする考え方に立つ方が、素直な読み方のように見える。しかし、仮にそうだとすると、昭和42年判決とは離れることとなり、その妥当性には疑問の余地が残ることになる。

四 審理不尽による破棄差戻し

このように考えると、本判決の論旨には、昭和42年判決との比較や、さらには補強証拠の範囲、証明力の程度をめぐる、議論の余地が残されているといえるだろう。しかし、さらに注意すべき点は、本判決が「審理不尽」として破棄差戻しとしているところにある。つまり、控訴審としては、審理を十分に尽くしていないというところにこそ、問題提起をしているように見える。

もっとも、「審理不尽」を破棄理由とする刑訴法上の条文はなく、明治時代からの慣行によって行われてきたものである⁷⁾。その目的は、本来的には、第一審裁判所の審理を後見的に上級審が是正するところにある。そこで、第一審重視、当事者主義を理念とする現行刑訴法のもとでは前近代的なあり方と批判され⁸⁾、今日では、少なくとも法令違反などの理由が必要であると主張されて久しい⁹⁾。しかし、本判決のように法令違反として補強法則に言及したとしても、最高裁先例との整合性や、補強証拠の証明力の程度の問題で、適切とは言い難い。

本事案は、焼却行為に関する産業廃棄物法違反事件という特殊なものである。あくまでも想像上の仮定ではあるが、初動捜査も、事実上、あまり経験のない手探りの状態にあったのかもしれない。しかし、そうだからといって、控訴審でこの問題を後づけで救済することに事実上なるとするのであれば、法令違反としつつも第一審裁判所に

「審理不尽」として再審理を求めることは、被告人に過度の手續負担を負わすという評価になりかねないであろう。さらには、第一審重視による現行当事者主義のあり方を歪めるといった懸念も残されることになる。

●注

- 1) 例えば、最判昭23・10・30刑集2巻11号1427頁は、「自白にかゝる事実の真实性を保障し得るものであれば足り」とし、最判昭24・7・19刑集3巻8号1348頁は、「被告人の自白した犯罪が架空のものではなく、現実に行われたものであることを証するものであれば足り」とする。
- 2) 最判昭42・12・21刑集21巻10号1476頁、判時505号19頁、判タ216号114頁。
- 3) 三井誠「自白と補強証拠[4]」法教260号(2002年)83頁は、「実質説の延長線上に位置されるものとみるべきであろう」とする。その他、川出敏裕『判例講座・刑事訴訟法(捜査・証拠篇)[第2版]』(立花書房、2021年)396頁など。
- 4) 海老原震一「判解」『最高裁判所判例解説・刑事篇・昭和42年度』(法曹会)359頁。
- 5) 例えば、鈴木茂嗣「判批」『刑事訴訟法判例百選(第3版)』(有斐閣、1976年)205頁は「証明力の点でかなり弱い証拠である」とする。
- 6) 海老原・前掲注4)360頁は「公判廷においても自白して、全く争っていない事案なのであるから、その補強証拠は、比較的不十分なものでも足りるといってよい」と指摘する。
- 7) 真野英一「審理不尽」『総合判例研究叢書・刑事訴訟法(4)』(有斐閣、1958年)4頁(同『刑事上訴審の研究』(一粒社、1970年)123頁所収)によれば、明治16年の判決録の中に「審理ヲ不尽シテ」という用語が使われていて「少なくともその頃には既に判例上『審理不尽』が現れたことがわかる」という。
- 8) 例えば、田宮裕『刑事訴訟法(新版)』(有斐閣、1996年)476頁は、「裁判所の職権審理義務を前提にし、その義務懈怠を問題とする職権主義時代の観念であるから、法が明文で認めた典型的な…(略)…違反以上に、一般的な審理不尽を認めるのは妥当を欠き、またその必要もないであろう」とする。
- 9) 平野龍一『刑事訴訟法』(有斐閣、1958年)310頁、高田卓爾『刑事訴訟法』(青林書院新社、1978年)480頁、鈴木茂嗣『刑事訴訟法(新版)』(青林書院、1990年)、田宮・前掲注8)467頁など。